公益財団法人全日本柔道連盟　賛助会員規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（会員）

第２条　賛助会員は、個人会員及び法人・団体会員（以下「法人会員」という。）をもって構成し、賛助会費を納入するものとする。なお、会員種別は別に定める。

（会費）

第３条　賛助会費は年額とし、個人会員は一口 10,000 円、法人会員は一口 50,000 円とする。

（入会手続き）

第４条　賛助会員になろうとする者は、別に定める方法で手続きを行うものとする。

（会員資格有効期間）

第５条　賛助会員の会員資格有効期間は、入金日が所属する年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に入金した場合には、翌年度の会員資格を得るものとする。

（賛助会費の使途）

第６条　第３条の賛助会費収入は、毎事業年度における合計額の５０％以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。とりわけ柔道の普及推進に資することを目的とする。

（便宜）

第７条　賛助会員は、別に定める通り本連盟から便宜を受けることができる。

（会員の資格喪失）

第８条　賛助会員が次に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会したとき。

（２）会費の支払いがなく、会員資格有効期間を過ぎたとき。

（退会）

第９条　賛助会員は、本連盟に通知することにより、いつでも退会することができる。た

だし、既納の賛助会費は返還しない。

（補足）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、賛助会員運用規則に定める。

附記

１．この規程は平成 26 年 3 月 27 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

２．この規程は、2023 年 3 月 14 日から改正して施行する。

３．第 5 条の改正に伴う移行措置については賛助会員運用規則で定める。

４．この規程は 2026 年 9 月 17 日に改正し、2027 年 1 月 1 日より施行する。